

西尾市・幡豆郡三町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西尾市・幡豆郡三町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、西尾市・幡豆郡三町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、西尾市・幡豆郡三町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、西尾市・幡豆郡三町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、規約第3条各号に掲げる事項について、協議又は調整をするものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会は、西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町（以下「構成市町」という。）の副市長、副町長並びに市町村合併に関する事務を担当する職員にある者をもって充てる。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから、会長が選任した者をもって充てる。

4 幹事会にオブザーバーを置くことができる。

(職務)

第4条 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

2 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議経過又は調整結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(専門部会)

第8条 第2条の事務を円滑に行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、別表に掲げる部会とし、その部会員は構成市町の担当分野の

部長相当職又は課長相当職にある者をもって充てる。

3 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

4 部会長は、部会員のうちから幹事長が選任する。

5 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、幹事長が求めるとき又は部会長が必要と認めるときに部会長が招集する。

8 部会長は、専門部会の会議の議長となる。

9 部会長は、必要に応じて専門部会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

10 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

11 部会長は、専門部会の協議経過又は調整結果について幹事長に報告するものとする。

12 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(分科会)

第9条 第2条の事務を円滑に行うため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会は、別表に掲げるものとし、その分科会員は構成市町の担当分野の課長相当職にある者をもって充てる。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

4 役員は、分科会員のうちから部会長が選任する。

5 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 分科会の会議は、部会長が求めるとき又は分科会長が必要と認めるときに分科会長が招集する。

8 分科会長は、分科会の会議の議長となる。

9 分科会は、必要に応じて分科会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

10 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

できる。

1 1 分科会長は、分科会の協議経過又は調整結果について部会長に報告するものとする。

1 2 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

別表(第 8 条及び第 9 条関係)

専門部会及び分科会の名称

専門部会の名称	分 科 会 の 名 称		
企 画 部 会	企画分科会	企業誘致推進分科会	秘書分科会
	職員分科会	広報交流分科会	情報分科会
総 務 部 会	総務分科会	防災分科会	財政分科会
	契約財産分科会	市民税・税制分科会	資産税分科会
	収納分科会	出納分科会	監査分科会
福 祉 部 会	福祉分科会	保護分科会	介護保険分科会
	高齢者福祉分科会	国保分科会	医療年金分科会
	予防分科会	保健分科会	
市 民 部 会	商工・観光分科会	農畜産分科会	農地分科会
	ごみ減量分科会	環境保全分科会	環境業務分科会
	住民・戸籍分科会	市民安全分科会	
建 設 部 会	土木管理分科会	土木建設分科会	農村整備分科会
	計画・公園分科会	市街地整備分科会	建築分科会
	指導分科会	住宅・管理分科会	下水道管理分科会
	下水道建設分科会		
教 育 部 会	庶務分科会	学校教育分科会	こども福祉分科会
	家庭児童支援分科会	幼児保育分科会	生涯学習分科会
	スポーツ分科会	文化振興分科会	図書分科会
議会事務局部会			
消 防 部 会			